令和9年度 各務原市放課後児童クラブ利用申請について（概要版）

放課後児童クラブの利用を希望される方は、本紙だけでなく「令和 9 年度 各務原市放課後児童クラブ利用について」を**全てお読みのうえ**、申請手続きを行ってください。

1．利用できる児童の要件

- 市内の小学校に就学している1～6年生の児童。
- 同居している保護者等が、就労、就学、疾病等の理由で、児童を保育できない状態にある家庭。

〇就労要件（通勤時間は就業時間に含まれません）

利用要件	保護者の就労要件		
通年の利用要件	月 64 時間以上	1 年生～3 年生	午後3時まで
		4 年生～6 年生	午後4時まで
長期学校休業期間のみの利用要件	月 64 時間以上	1 年生～4 年生	午後0時まで
		5 年生～6 年生	午後4時まで

- 新1年生で帰宅時間が早い4月のみ、長期学校休業期間のみの利用要件で、通年利用できます。

2. 申請

- **受付期間　　令和8年12月1日（火）から12月31日（木）（紙申請は 12 月 28日（月）まで）**
- 電子申請の場合　　電子申請はこちら

  ① **就労証明書の画像データ又は PDF ファイル**
- **紙申請の場合**

  ① 放課後児童健全育成事業利用申込書 ※利用する児童1名ずつの申請が必要です。

  ② 就労証明書または利用理由申立書等（詳細は下の表を参照）

  ※利用開始時点で**65歳以上**の祖父母に関する就労証明書、利用理由申立書等は不要です。

  ③ 放課後児童健全育成事業利用料減免申請書（申請される方のみ）

保護者等の居所	保育できない理由		提出書類・添付が必要なもの
児童と同居	就労	被雇用	・就労証明書（市指定様式）
		自営会社経営	・就労証明書（市指定様式、自書） ・開業届又はウェブサイト等営業の事実が確認できる書類の写し
	就学		・利用理由申立書 ・学生証または合格通知の写し ・時間割等の就学時間がわかる書類の写し
	病気療養		・利用理由申立書 ・「児童の保育ができない状態であること」及び「療養期間」が記載された診断書の写し
	介護、看護		・利用理由申立書 ・「看護・介護が必要な状態であること」及び「療養期間」が記載された証明書（診断書又は各種手帳もしくは介護保険証の氏名及び等級が記載されているページの写し）
同居以外	単身赴任		・就労証明書（市指定様式）
	入院・施設入所		・利用理由申立書 ・「入院または入所の期間」が記載された診断書等の写し
	その他不在		・利用理由申立書

		・不在であることが証明される書類
	同一校区内居住の 祖父母（65 歳未満）	・利用理由申立書

3. 放課後児童クラブ利用料

通年の利用（月額）

利用期間	17時まで	延長利用 18時まで	延長利用 19時まで
7、8月以外	4,000円	6,000円	7,000円
7月	6,000円	8,000円	9,000円
7月（夏休み以外利用）	4,000円	6,000円	7,000円
8月	8,000円	10,000円	11,000円

長期学校休業期間のみの利用（冬休みを除き月額）

利用期間	17時まで	延長利用 18時まで	延長利用 19時まで
春休みのみ 4月	2,000円	4,000円	5,000円
夏休みのみ 7月	4,000円	6,000円	7,000円
夏休みのみ 8月	8,000円	10,000円	11,000円
秋休みのみ 10月	800円	800円	800円
冬休みのみ 12月、翌年1月	2,000円	4,000円	5,000円
春休みのみ 3月	2,000円	4,000円	5,000円

- 土曜日利用者の利用料は、上記の金額に 2,000 円を加えた金額になります。
- 土曜日のみの利用はできません。
- 長期学校休業期間のみの利用者は、春休み、秋休み、冬休み期間について、土曜日の利用ができません。
- 許可後については、実際に利用がない場合でも利用料をお支払いいただきます（日割り計算は行いません）。

4. 利用時間

- 通年利用（月曜日～金曜日の学校登校日）：放課後～午後5時
- 振替休業日及び長期学校休業期間：午前7時 30 分～午後5時
- 延長利用：午後5時～午後7時

5. 休業日

- 日曜日、祝日、年末年始等
- 気象警報発令時、感染症の流行等による学校閉鎖時

※休業の連絡を行う場合、「すぐーる」にてお知らせします。

6. 問い合わせ先

各務原市教育委員会事務局教育総務課

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地 産業文化センター7階 TEL：058-383-1117

※令和8年7月1日から開庁時間を変更しました TEL：平日8:30～17:15 窓口：平日8:45～16:30

市ウェブサイト

https://www.city.kakamigahara.lg.jp/kodomo/gakkou/1002280/1029817.html

令和8年度から8月の夏休みが8月末まで延長されています。
これに伴い、以下の2点が変更されていますのでご注意ください。
①8月の夏休みの利用料金が7200円から8000円になります。
②8月の夏休み以外と9月をあわせて利用する利用形態（4000円）が廃止になります。